

会 長	副 会 長	副 会 長	専務理事	担当理事	係

医 推 第 1 5 3 号
令和3年4月26日

(公社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療機関の設備整備に係る補助金（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業）
の要望調査について（令和3年度実施分）

本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別紙のとおり県内の病院及び診療所、市町村あてに、設備整備に係る補助金の要望を照会していますので、当該内容を御了知の上、貴会会員への周知について御配慮願います。

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県保健福祉部医療推進課

疾病対策推進班 片山

TEL(086)226-7321/FAX(086)224-2313

E-mail: ayumi_katayama@pref.okayama.lg.jp



県内病院・診療所の開設者 様

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療機関の設備整備に係る補助金（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業）
の要望調査について（令和3年度実施分）

本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記における要望を把握したいので、貴院において要望があれば、次により書類の提出をお願いします。

なお、補助金交付要綱に記載する事業内容の変更や廃止もあることから、本要望調査は必ずしも予算化を約束するものではないことを申し添えます。

記

- 1 対象事業 医療施設等設備整備事業
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- 2 提出書類 設備整備計画書【様式1－20】
- 3 提出期限 令和3年5月20日（木）
※担当者あてにメールで提出してください。（要望のない場合、連絡は不要です。）
- 4 留意事項
 - （1）当該補助金の趣旨に合致する内容としてください。（国の実施要綱を参照）
 - （2）事業計画の策定にあたっては、実施要綱等を遵守し、事業の執行において内容が大幅に相違することがないように、十分に検討してください。
 - （3）各市町村医療担当課あてには別途照会しています。
 - （4）本通知に関する通知文、設備計画書【様式1－20】、国の実施要綱（及び別紙新旧対照表）、国の医療施設等設備整備費補助金交付要綱（（20）P.5,14 参照）を下記ホームページに掲載しております。

掲載 URL：岡山県保健福祉部医療推進課

<https://www.pref.okayama.jp/page/714222.html>

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県保健福祉部医療推進課

疾病対策推進班 片山

TEL(086)226-7321

E-mail: ayumi_katayama@pref.okayama.lg.jp

各市町村医療担当課長 様

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療機関の設備整備に係る補助金（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業）
の要望調査について（令和3年度実施分）

本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記における要望を把握したいので、貴市町村において要望があれば、次により書類の提出をお願いします。

なお、補助金交付要綱に記載する事業内容の変更や廃止もあることから、本要望調査は必ずしも予算化を約束するものではないことを申し添えます。

記

- 1 対象事業 医療施設等設備整備事業
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- 2 提出書類 設備整備計画書【様式1-20】
- 3 提出期限 令和3年5月20日（木）
※担当者あてにメールで提出してください。（要望のない場合、連絡は不要です。）
- 4 留意事項
 - （1）当該補助金の趣旨に合致する内容としてください。（国の実施要綱を参照）
 - （2）事業計画の策定にあたっては、実施要綱等を遵守し、事業の執行において内容が大幅に相違することがないように、十分に検討してください。
 - （3）本通知に関する通知文、設備整備計画書【様式1-20】、国の実施要綱（及び別紙新旧対照表）、国の医療施設等設備整備費補助金交付要綱（（20）P.5,14 参照）を下記ホームページに掲載しております。

掲載 URL：岡山県保健福祉部医療推進課

<https://www.pref.okayama.jp/page/714222.html>

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県保健福祉部医療推進課

疾病対策推進班 片山

TEL(086)226-7321

E-mail: ayumi_katayama@pref.okayama.lg.jp

設備整備事業概要

事業区分	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
種目	簡易自家発電装置等整備費

計画年度	3年度
計画・実績	1.事業計画書

団体名（開設者）	施設名	所在地
	代表者職・氏名	

1. 病院・診療所の現況

訪問診療概要		
要訪問診療患者数	（うち人工呼吸器使用者数）	自家発電装置の整備状況
人	人	

2. 設備整備内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	設置場所
				円	円	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
				合計	0	

3. 整備事業の必要性（具体的に記入すること）

（記入上の注意）

1. 設備整備内訳

（1）「単価」欄は、事業計画時には見積書等の対象経費の実支出額を記入し、実績報告時には対象経費の実支出額を記入すること。

2. その他

（1）寄付金その他の収入が発生する（した）場合は、金額の根拠となる資料を添付すること。

4. 担当者連絡先（本調書作成者等）

所属	
職・氏名	
TEL/FAX	/
メールアドレス	@

医政発 0415 第 4 号
令和 3 年 4 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施要綱の一部改正について

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施については、「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」（平成 31 年 2 月 13 日付け医政発 0213 第 10 号厚生労働省医政局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の別添「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願いたい。

(別紙) 新旧対照表

改正後	改正前後
別紙 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱 1・2 (略) 3 事業内容 訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。 ※ (略) ※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、医療機関が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう医療機関側から患者側に十分説明を行うこと。 ※ (略) 4 (略)	別紙 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱 1・2 (略) 3 事業内容 訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。 ※ (略) ※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。 ※ (略) 4 (略)